第 5480 号

READAS リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2016年)平成28年 6月 2日 木曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士　三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6　TEL：06-6209-7191　WEB：http://www.zeirishi-miwa.co.jp

♤ 軽減税率対策補助金

Q：消費税軽減税率に対応するため、レジ等を導入する場合に経費を補助してくれる制度ができたそうですが、どのような内容なのですか？

A：消費税率対策補助金といいます。次のような内容になっています。

【解説】

この制度は、消費税軽減税率制度（複数税率）への対応が必要となる中小企業等が、複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修などを行うにあたって、その経費の一部を補助してくれる制度です。

①複数税率に対応できるレジを新しく導入したり、対応できるように既存のレジを改修したりするときに使える補助金と②複数税率に対応するために必要となる受発注システムの改修・入替を行う場合に使える補助金とがあります。

①の補助金は、レジ１台あたり20万円（複数台申請の場合は１事業者200万円が上限）基本的に補助率は2/3ですが、1台のみ機器導入を行う場合でかつ導入費用が3万円未満の機器については補助率3/4、タブレット等の汎用端末についての補助率は1/2と補助率が異なります。
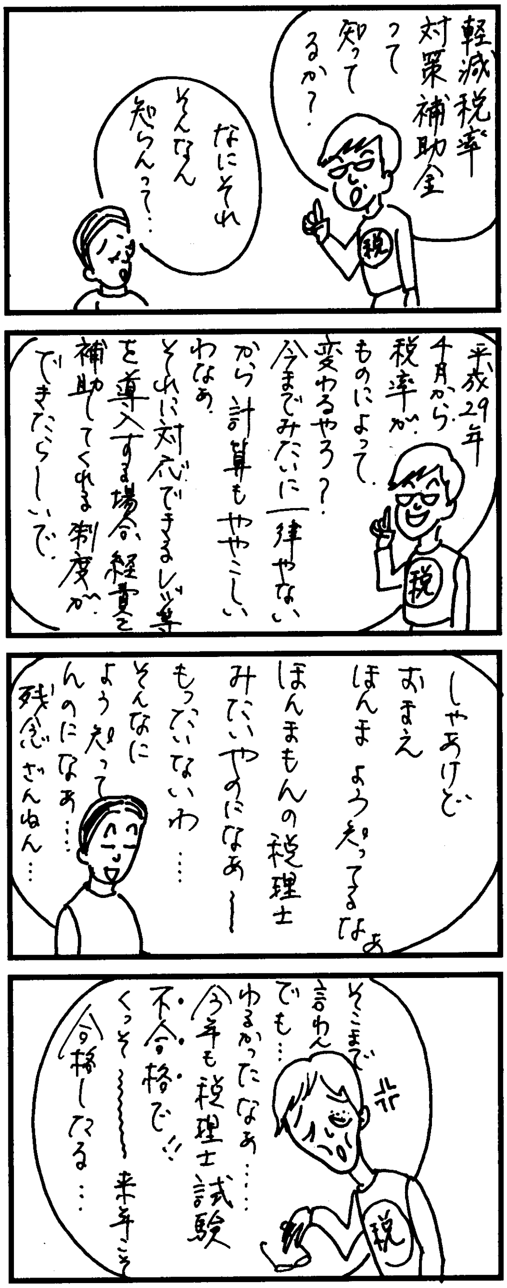
②の補助金は、発注システムの場合の補助上限額は1,000万円、（卸売事業者等の）受注システムの場合の補助上限額は150万円で、両方の改修・入替が必要な場合の上限は1,000万円となります。補助率は、改修・入替に係る費用の2/3です。